

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年2月18日(火) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第7号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
- 第2 議案第8号 行政財産（八広幼稚園外1件）の用途廃止について
- 第3 議案第9号 令和6年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 第4 議案第10号 令和6年度墨田区中学生体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について（資料1）
- 第2 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（資料2）
- 第3 令和7年度墨田区立小学校及び中学校の学校給食費について（資料3）
- 第4 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について（資料4）

議案第7号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり区長に協議する。

(提案理由)

公共施設包括管理業務の導入に伴い、教育委員会の権限に属する事務の一部を区長の補助機関たる職員に補助執行させる必要があるため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、区長に協議する必要がある。

6 墨教庶第 2 1 8 3 号
令和 7 年 2 月 日

墨田区長 山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

墨田区教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことにつきまして、令和 7 年 4 月 1 日から下記のとおり取り扱うこととしたいので、地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき協議します。

記

1 協議内容

区長の補助機関たる職員に、校舎その他の施設の整備に関する事務のうち、公共施設包括管理業務において実施する事務を補助執行させる。

2 規則改正文（案）

別紙のとおり

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成27年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（区長等補助執行事務） 第4条 教育委員会は、地方自治法（昭和23年法律第67号）第180条の7の規定により区長の補助機関たる職員に次の各号に掲げる事務を補助執行させる。 (1) 幼稚園教育職員の給与及び福利厚生に関する事務 (2) 区費負担指導主事の給与及び福利厚生に関する事務 (3) 会計年度任用職員の給与及び福利厚生に関する事務（教育委員会の権限に属する事務に限る。） (4) 区立幼稚園における就園事務の受付に関する事務 <u>(5) 校舎その他の施設の整備に関する事務のうち、墨田区公共施設包括管理業務において実施する事務（教育委員会の権限に属する事務に限る。）</u>	〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 (3) 〔同左〕 (4) 〔同左〕 〔新設〕

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

行政財産（八広幼稚園外1件）の用途廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり用途廃止する。

（提案理由）

令和6年度末で閉園する八広幼稚園の園舎等について、令和7年度から解体工事に着手する予定であるため、墨田区公有財産管理規則第2条第10号の規定による行政財産の用途廃止を行う必要がある。

行政財産（八広幼稚園外1件）の用途廃止について

1 用途廃止の理由

(1) 八広幼稚園

八広幼稚園は、令和6年度末で廃止し、園舎及び自転車置場については、同一敷地内にある八広小学校の改築事業の実施に当たり、令和7年度に解体工事に着工する予定であるため、用途廃止を行う必要がある。

(2) 八広小学校

八広小学校プール施設及び附属施設については、同校の改築事業の実施に当たり、令和7年度に解体工事に着工する予定であるため、用途廃止を行う必要がある。

2 用途廃止を行う行政財産

(1) 八広幼稚園

台帳 番号	名 称	種類	所在	種目・構造	数量
6411	八広幼稚園 園舎	建物	墨田区八広五丁目 12番15号 (住居表示)	事務所建 (鉄骨造2階建)	624.00 m ²
	八広幼稚園 自転車置場	工作物		雑工作物	1 式

(2) 八広小学校

台帳 番号	名 称	種類	所在	種目・構造	数量
6224	八広小学校 プール施設 及び附属施設	建物	墨田区八広五丁目 12番15号 (住居表示)	事務所建 (鉄筋コンクリ ート造2階建)	726.87 m ²

3 用途廃止日

(1) 八広幼稚園

令和7年4月1日

(2) 八広小学校プール施設及び附属施設

令和7年10月1日（予定）

4 用途廃止後の措置

令和7年度から建物等の解体工事を行う。解体工事完了後は、校舎等の改築工事を行う。

5 関係資料

別紙のとおり

6 墨企フ財第 7 5 2 号
令和 7 年 2 月 4 日

墨田区教育委員会 様

ファシリティマネジメント担当部長
大竹 恵介
(公 印 省 略)

墨田区公有財産管理運用委員会の答申について (同意)

令和 6 年 1 2 月 1 7 日付け 6 墨教庶第 1 8 2 2 号により協議があった行政財産の用途廃止については、墨田区公有財産管理運用委員会へ諮問し、下記のとおり答申があったので同意する。

記

1 諮問内容

議案第 5 号 行政財産の用途廃止について (八広幼稚園園舎外 1 件)

2 答申内容

議案第 5 号は、原案のとおり可決された。

3 その他

用途廃止後は、墨田区公有財産管理規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定により、取壊し、撤去等が完了するまでの間、教育委員会が当該財産を引き続き管理する。

【担当】

企画経営室ファシリティマネジメント担当
財産管理課 猿渡 内線 3 7 5 4

墨田区公有財産管理運用委員会 議案

議案第5号 行政財産の用途廃止について（八広幼稚園外1件）

1 提案理由

令和3年3月に作成した「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づく八広小学校改築事業の実施に当たり、学校敷地内にある建物及び工作物の一部を解体する予定であるため、当該財産の用途廃止について、墨田区公有財産管理規則第40条第4号の規定に基づき本会の議に付するものである。

2 財産の表示

（1）八広幼稚園

台帳 番号	名 称	種類	所在	種目・構造	数量
6411	八広幼稚園 園舎	建物	墨田区八広五丁目 12番15号 (住居表示)	事務所建 (鉄骨造2階建)	624.00 m ²
	八広幼稚園 自転車置場	工作物		雑工作物	1 式

（2）八広小学校

台帳 番号	名 称	種類	所在	種目・構造	数量
6224	八広小学校 プール施設 及び附属施設	建物	墨田区八広五丁目 12番15号 (住居表示)	事務所建 (鉄筋コンクリ ート造2階建)	726.87 m ²

3 経緯・計画（予定）

（1）八広幼稚園

平成21年12月 改築
令和 6年 9月 墨田区立幼稚園設置条例の改正（八広幼稚園の項を削除）
7年 3月 閉園
7年10月頃 建物等の解体着工

- (2) 八広小学校プール施設及び附属施設
平成 5年 3月 改築
令和 7年10月頃 建物の解体着工

4 用途廃止日（予定）

- (1) 八広幼稚園
令和7年4月1日
- (2) 八広小学校プール施設及び附属施設
令和7年9月頃

5 添付資料

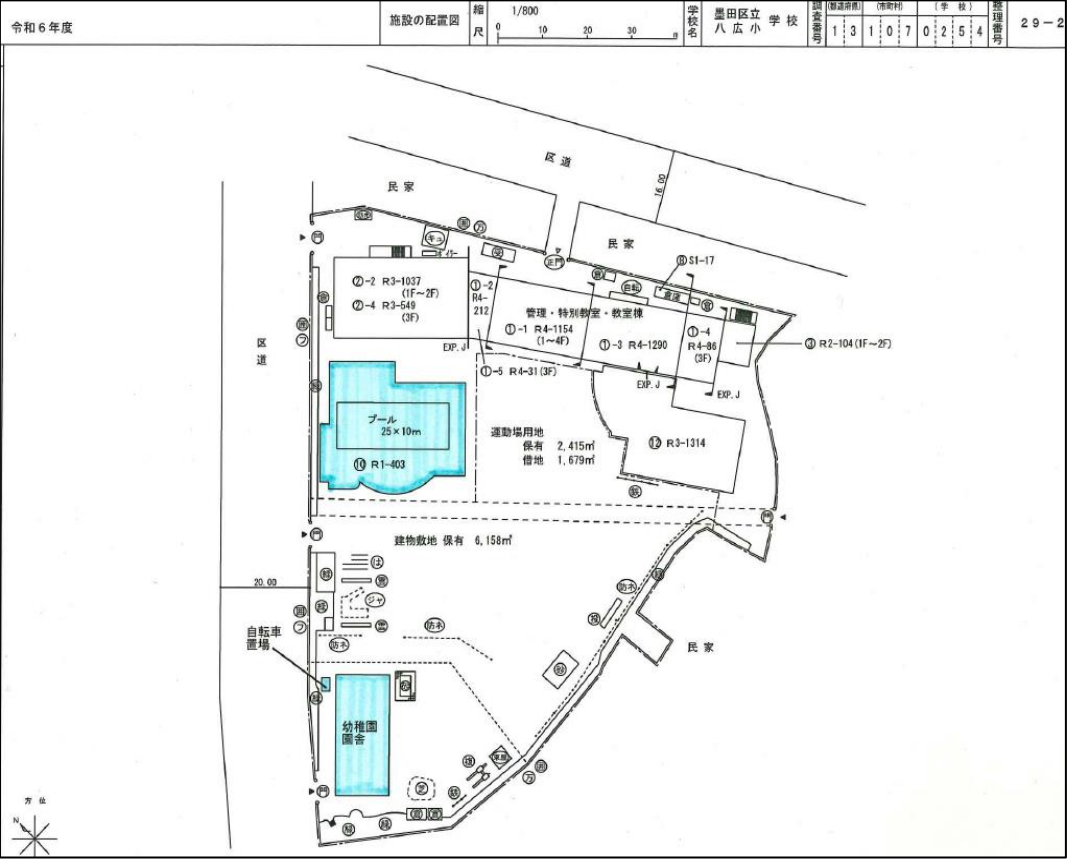
案内図・平面図（別紙のとおり）

八広幼稚園及び八広小学校（墨田区八広五丁目12番15号（住居表示））

【案内図】



【平面図】



令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング		
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施		
	■関係機関との連携													
	■現状の把握・分析													
実績	1月実績													
	■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍生徒の教育活動の実施 ■巡回教員の活用（拠点校：吾嬬立花中、巡回校：本所中、豎川中、寺島中、文花中） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■関係機関との連携 ・教育支援センター（ステップ学級・サポート学級）連絡会開催（1/23） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		2	事業名	学力向上新3か年計画（第3次）の推進							主管課	すみだ教育研究所		
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	■墨田区学習状況調査の実施（4/23）		■調査結果速報値集約	■指導のポイント作成 ■調査結果（速報値）	■教委報告	■議会報告 ■指導のポイント配信 ■学習ふりかえり ■学力向上ヒアリング	■調査結果公表（HP）			■学習ふりかえり		（4月）		
	■全国学力・学習状況調査の実施（4/18）			■調査結果			■調査結果公表（HP）							
	■児童・生徒へのメッセージ発出						■児童・生徒・教員へのメッセージ発出			■教員へのメッセージ発出				
実績	1月実績 ■学習ふりかえり（「ふりかえりシート」等を活用した児童・生徒の学習内容の定着） 期間：令和7年1月8日から同年4月23日（令和7年度墨田区学習状況調査前）まで 校長との意見交換：第三寺島小学校、立花吾嬬の森小学校、梅若小学校、吾嬬第二中学校、桜堤中学校、吾嬬立花中学校 ■学力向上マネジメント校 学習状況調査の実施 実施校：第三吾嬬小学校、八広小学校、隅田小学校、梅若小学校、吾嬬第二中学校 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取の依頼があった。依頼内容は、緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定による教育長の臨時代理により、2月10日付けで異議ない旨を回答した。

2 意見聴取のあった条例案名

- (1) 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の旅費に関する条例
- (4) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 区長からの依頼文

別紙1のとおり

4 条例案概要

別紙2のとおり

5 回答文

別紙3のとおり

6 墨 総 法 条 第 6 5 号

令 和 7 年 2 月 1 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定に
よる特定任期付職員制度を導入するため、特定任期付職員の採用及び給与等を定
めるほか、所要の改正をする必要がある。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第94号

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年墨田区条例第8号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改め、「及び第2項」
の次に「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項」を、
「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第2条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第
2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有す
る当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行すること
が特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採
用することができる。

第3条中「第2条又は第2条の2」を「第2条各項又は第2条の2各項」に改める。

第5条中「第2条及び」を「第2条各項又は」に、「任期付職員」を「第2条第2
項又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第7条
とする。

第4条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条中「職
員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）」を「給与条例」に改め、
同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第6条とする。

給与条例第5条、第6条、第9条から第12条まで及び第12条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第3条の次に次の2条を加える。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及

び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあっては、100分の92.5」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を

	を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑化かつ高度化する行政課題への対応を図るため、特定任期付職員制度を導入するとともに、題名を改める必要がある。

企画総務委員会
令和7年3月 日

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u> 例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。） 第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （職員の任期を定めた採用） 第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> 2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> （1）～（4） 〔略〕 （任期の更新） 第3条 任命権者は、<u>第2条各項又は第2条の2各項の規定により任期を定めて採用さ</u>	<u>墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> 〔同左〕 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。） 第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。 〔同左〕 第2条 〔新設〕 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 （1）～（4） 〔略〕 〔同左〕 第3条 任命権者は、<u>第2条又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員</u>

れた職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは

（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

〔新設〕

〔新設〕

「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあっては、100分の92.5」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

（給与条例の適用除外）

第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第12条まで及び第12条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 給与条例第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（特別区人事委員会規則への委任）

第7条 第2条各項又は第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに第2条第2項又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例の適用除外）

第4条 〔新設〕

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

〔同左〕

第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

別表第1

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>392,000</u>
<u>2</u>	<u>433,000</u>
<u>3</u>	<u>483,000</u>
<u>4</u>	<u>544,000</u>
<u>5</u>	<u>614,000</u>
<u>6</u>	<u>697,000</u>
<u>7</u>	<u>789,000</u>

〔新設〕

別表第2

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
<u>1</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>7</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

〔新設〕

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

6 墨総法条第46・47号

令和7年2月10日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

仕事と育児の両立を一層推進するため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引上げ等をするほか、仕事と介護の両立を更に図るため、介護両立支援制度等を創設するとともに所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第95号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の3（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の5第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の3の次に次の3条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例第16条の2第1項」を「、勤務時間条例第16条の2第1項」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間

又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

仕事と育児の両立を一層推進するため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引上げ等をするほか、仕事と介護の両立を更に図るため、介護両立支援制度等を創設するとともに所要の規定整備をする必要がある。

企画総務委員会
令和7年 月 日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号））

改 正 案	現 行
（<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>） 第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。 第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、墨田区規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2・3 〔略〕	（<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>） 第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。 （<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>） 第9条の4 〔同左〕 2・3 〔略〕

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 〔略〕

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他墨田区規則で定める者（第16条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生

〔同左〕

第15条 〔同左〕

(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2 〔略〕

〔同左〕

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他墨田区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務し

活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

（子育て部分休暇）

第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日

ないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	[新設]
---	-------------

第2条による改正（職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号））

改 正 案	現 行
(部分休業の承認) 第15条 [略] 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間4	[同左] 第15条 [略] 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第16条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間4

5分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

6 墨総法条第 6 6 号

令和 7 年 2 月 1 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和 6 年度墨田区議会定例会 2 月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の旅費に関する条例

2 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種類、内容、金額等を変更するため、職員の旅費に関する条例の全部を改正する必要がある。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第97号

職員の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の旅費に関する条例

職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。

2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて、任命権者がその都度特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、

同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員が、区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。次項において同じ。）が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。第18条を除き、以下同じ。）を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、任命権者が定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、任命権者が定

める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、旅行雑費及び死亡手当とする。

(旅費の区分)

第8条 旅費を内国旅行の旅費と外国旅行の旅費とに区分する。

- 2 内国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、転居費、

着後滞在費及び家族移転費とする。

- 3 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額の範囲内の実費額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）の範囲内の実費額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が2以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額の範囲内の実費額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、外国旅行の場合であって運賃の等級が2以上に区分された航空機により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（車賃）

第12条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用並びにその費用に付随する費用とし、その額は、実費額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- 2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用及びその費用に付随する費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 内国旅行 1夜当たりの実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項職

務の級が10級以下の者の欄に定める額のいずれか低い額

- (2) 外国旅行 1夜当たりの実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表職務の級が10級以下の者の欄に定める額のいずれか低い額

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に掲げる額（1夜当たりの定額）とする。

- (1) 内国旅行 省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額
(2) 外国旅行 省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額

2 次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を宿泊手当として支給する。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2の額
(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第1項に規定する額とする。ただし、当該移動に対し支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額の範囲内の実費額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、最も経済的なものを選択するときに限

り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (2) 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

- 第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

- 第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族が移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

- 第18条 前3条の規定にかかわらず、同一市町村の地域内（特別区の存する区域にあってはその全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(旅行雑費)

第19条 旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員が外国において死亡した場合（第3条第2項第5号に規定する場合に限り、死亡地が本邦である場合を除く。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5下欄に定める額とする。

2 遺族が前項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費とする。

3 第1項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項及び第2項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が

遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、

赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費を除く。）とする。

3 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

4 遺族が前3項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第20条第2項の規定を準用する。

（本邦通過の場合の旅費）

第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、当該本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給をすることができないとき、又はこの条例の規定により支給する

旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の適用等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(墨田区長等の給料等に関する条例の一部改正)

3 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を「宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第3項中「職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）」を「職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2

種 類		旅費の額
宿 泊 費	内国旅行	実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、同項指定職職員等の欄に定める額）のいずれか

(1夜当 たりの 額)		低い額
	外国旅行	実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の 区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長 にあつては、指定職職員等の欄に定める額）のいずれか低 い額
宿泊手当 (1夜当 たりの定 額)	内国旅行	省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額
	外国旅行	省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、 同表下欄に定める額
宿泊費及び宿泊手当 以外の旅費		職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定 める額

備考

- 1 内国旅行とは、職員の旅費に関する条例第2条第1号に規定する内国旅行をいい、外国旅行とは、同条第2号に規定する外国旅行をいう。
- 2 宿泊手当については、職員の旅費に関する条例第14条第2項から第4項までの規定を準用する。

(墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日当、宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に、「職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）」を「職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）」に改める。

(墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「日当、宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第3項中「職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）」を「職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）」に改める。

（墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「日当、宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改める。

（墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部改正）

- 8 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和31年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を「宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改める。

（墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 10 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年墨田区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「日当及び宿泊料の5種」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）」を「職

員の旅費に関する条例（令和 7 年墨田区条例第 号）」に改める。

（墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部改正）

- 1 2 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例（平成 2 9 年墨田区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を「宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改める。

（墨田区長等の給料等に関する条例等の適用等に関する経過措置）

- 1 3 付則第 3 項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- (1) 墨田区長等の給料等に関する条例
- (2) 墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例
- (4) 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (5) 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (6) 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
- (7) 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (8) 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (10) 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種類、内容、金額等を変更するため、職員の旅費に関する条例の全部を改正する必要がある。

職員の旅費に関する条例付則第3項から第12項までの規定による各条例の一部改正

(案) 新旧対照表

- 1 付則第3項の規定による墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案			現 行	
第3条 [略]			第3条 [略]	
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、旅行雑費及び死亡手当</u> とし、その額は別表2による。			2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当</u> とし、その額は別表2による。	
3 旅費の支給方法は、 <u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）</u> の適用を受ける職員の例による。			3 旅費の支給方法は、 <u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u> の適用を受ける職員の例による。	
別表2			別表2	
種 類	旅費の額		職 名	旅費の額
宿泊費 (1夜 当たり の額)	内国旅行	実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあっては、同項指定職職員等の欄に定める額）のいずれか低い額	区 長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）
	外国旅行	実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあっては、指定職職員等の欄に定める額）のいずれか低い額	副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号ロに該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）
宿泊手 当（1 夜当 たりの定 額）	内国旅行	省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額		
	外国旅行	省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額		
宿泊費及び宿泊手 当以外の旅費		職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定める額		
備考				

1 <u>内国旅行とは、職員の旅費に関する条例第2条第1号に規定する内国旅行をいい、外国旅行とは、同条第2号に規定する外国旅行をいう。</u> 2 <u>宿泊手当については、職員の旅費に関する条例第14条第2項から第4項までの規定を準用する。</u>	
---	--

2 付則第4項の規定による墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第8号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は副区長相当額とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額は副区長相当額とする。 3 〔略〕

3 付則第5項の規定による墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第9号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第2条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費</u>とし、その額及び支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）</u>の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第2条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費</u>とし、その額及び支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u>の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。 3 〔略〕

4 付則第6項の規定による墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和31年墨田区条例第17号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第5条 〔略〕 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当</u>及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例(令和7年墨田区条例第 号)</u>の適用を受ける職員の例による。	〔同左〕 第5条 〔略〕 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料</u>及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)</u>の適用を受ける職員の例による。

5 付則第7項の規定による墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年墨田区条例第19号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第6条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当</u>及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第6条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料</u>及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。 3 〔略〕

6 付則第8項の規定による墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
(昭和31年墨田区条例第20号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費) 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費</u>及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

7 付則第9項の規定による墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額及び支給方法は、墨田区規則で定める。	〔同左〕 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額及び支給方法は、墨田区規則で定める。

8 付則第10項の規定による墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年墨田区条例第2号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第3条 〔略〕 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、副区長相当額とする。	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>日当及び宿泊料の5種</u>とし、その額は、副区長相当額とする。

9 付則第11項の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第7号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。	〔同左〕 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

10 付則第12項の規定による墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例（平成29年墨田区条例第3号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費) 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。</u>	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。</u>

6 墨 総 法 条 第 3 8 号

令 和 7 年 2 月 1 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

仕事と育児の両立を一層推進するため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職
員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引上げ等をするほか、仕事と介護の両立を
更に図るため、介護両立支援制度等を創設する必要がある。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第98号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第10条の3の見出しを削る。

第16条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第17条の5第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の3の次に次の3条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の4 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、

教育委員会規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の6 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の第10条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

仕事と育児の両立を一層推進するため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引上げ等をするほか、仕事と介護の両立を更に図るため、介護両立支援制度等を創設する必要がある。

子ども文教委員会
令和7年3月 日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
（<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育</u> <u>児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤</u> <u>務の制限</u>） 第10条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の</u> <u>始期に達するまでの子のある職員が当該子</u> <u>を養育するために請求した場合</u>には、職務 に支障がある場合を除き、超過勤務をさせ てはならない。ただし、災害その他避ける ことのできない事由に基づく臨時の勤務の 必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員 について準用する。この場合において、同 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> <u>のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、 「要介護者のある職員が当該要介護者を介 護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就</u> <u>学の始期に達するまでの子の育児又は要介</u> <u>護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u> に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得 て、教育委員会規則で定める。 第10条の3 教育委員会は、小学校就学の 始期に達するまでの子のある職員が当該子 を養育するために請求した場合には、職務 に支障がある場合を除き、教育委員会規則 で定める時間を超えて、超過勤務をさせて はならない。ただし、災害その他避けるこ とのできない事由に基づく臨時の勤務の必 要がある場合は、この限りでない。 2・3 〔略〕 （特別休暇） 第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行 使、結婚、出産その他の特別の事由により、 勤務しないことが相当である場合における 休暇（以下「特別休暇」という。）として、	（<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の</u> <u>介護を行う職員の超過勤務の制限</u>） 第10条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たな</u> <u>い子のある職員が当該子を養育するために</u> <u>請求した場合</u>には、職務に支障がある場合 を除き、超過勤務をさせてはならない。た だし、災害その他避けることのできない事 由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、 この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員 について準用する。この場合において、同 項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該</u> <u>子を養育</u>」とあるのは、「要介護者のある 職員が当該要介護者を介護」と読み替える ものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満</u> <u>たない子の育児又は要介護者の介護を行う</u> <u>職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、 人事委員会の承認を得て、教育委員会規則 で定める。 <u>（小学校就学の始期に達するまでの子の育</u> <u>児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤</u> <u>務の制限</u>） 第10条の3 〔同左〕 2・3 〔略〕 〔同左〕 第16条 〔同左〕

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 〔略〕

(介護休暇)

第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者（第17条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

(子育て部分休暇)

第17条の4 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2 〔略〕

〔同左〕

第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

〔新設〕

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の6 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔新設〕

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の第10条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

6 墨 総 法 条 第 6 9 号

令 和 7 年 2 月 1 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前提任
用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する必要がある。

3 施行期日

本年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第99号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

（提案理由）

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する必要がある。

子ども文教委員会
令和7年3月 日

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（扶養手当についての適用除外） 第32条の2 第10条及び第11条の規定は、定年前提任短時間勤務職員には適用しない。	（扶養手当及び住居手当についての適用除外） 第32条の2 第10条、第11条及び第13条の規定は、定年前提任短時間勤務職員には適用しない。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

条例案概要

1 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定による特定任期付職員制度を導入するため、特定任期付職員の採用及び給与等を定めるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の育児に係る負担軽減を行い、仕事と育児の両立をすることができる職場環境の整備を更に進めるため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限を引き上げるとともに、子の看護のための休暇の取得事由を拡充するほか、仕事と介護の両立を更に図っていくため、介護両立支援制度等を創設するとともに、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

3 職員の旅費に関する条例

(1) 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種類、内容及び金額等を次のとおり変更するため、職員の旅費に関する条例の全部を改正する。

(2) 内容

旅費の種類、金額及び内容の改正

旅費の種類		現行	改正案
交通費	鉄道賃	内国旅行における一部鉄道賃について距離制限を設けている。	原則、実費とする。
	宿泊費 【現行：宿泊料】	1夜当たりの定額を支給している。	1夜当たりの上限額の範囲内の実費とする。
宿泊費等	宿泊手当 【現行：日当】	近接地外旅行及び外国旅行の場合に1日当たりの定額を支給している。	1夜当たりの宿泊を伴う旅行の場合にのみ定額を支給する。
	食卓料	水路旅行及び航空旅行中の1夜当たりの定額を支給している。	支給を廃止する。
転居費等	転居費 【現行：移転料】	新旧在勤地間の距離に応じた定額を支給している。	家財の運送に要する費用の実費とする。
	着後滞在費 【現行：着後手当】	日当5日分及び宿泊料5夜分に相当する額を支給している。	5夜分を限度とし、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給する。
	家族移転費 【現行：扶養親族移転料】	扶養親族1人ごとに、移転時の年齢に応じて定額を支給している。	家族1人ごとに交通費と呼び宿泊費等の合計額をする。
その他	死亡手当	職務の級に応じて特別区人事委員会規則で規定する定額を支給している。	職務の級に関係なく、定額を支給する。
	近接地	特別区人事委員会規則で規定する地域	近接地の設定を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日 本年4月1日

イ その他の条例の改正

付則で次の条例について改正する。

(ア) 墨田区長等の給料等に関する条例

(イ) 墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

(ウ) 墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例

(エ) 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(オ) 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(カ) 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例

(キ) 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(ク) 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

(ケ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(コ) 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

4 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の育児に係る負担軽減を行い、仕事と育児の両立をすることができる職場環境の整備を更に進めるため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引き上げるとともに、子の看護のための休暇の取得事由を拡充するほか、仕事と介護の両立を更に図っていくため、介護両立支援制度等を創設する。

(2) 施行期日

本年4月1日

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し住居手当を支給する。

(2) 施行期日

本年4月1日

6 墨教庶第2196号
令和7年2月10日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和7年2月10日付け6 墨総法条第65号外4件で意見を求められた下記の条例案については、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

- (1) 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の旅費に関する条例
- (4) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和7年度墨田区立小学校及び中学校の学校給食費について

墨田区学校給食協議会（令和7年2月3日開催）からの、令和7年度学校給食費答申を適当なものと認め、各校長に、その旨を通知する。

1 令和7年度の学校給食費

区分		R6当初月額	現行 (R6.10月～)	R7月額	R6当初との 差額	現行との 差額	年間回数	1食平均単価	1食徴収額
小学校	低学年	4,684円	5,200円	5,376円	692円	176円	194回	304.78円	305円
	中学年	5,156円	5,724円	5,899円	743円	175円	194回	334.48円	335円
	高学年	5,693円	6,320円	6,496円	803円	176円	194回	368.29円	370円
中学校		6,079円	6,748円	6,921円	842円	173円	190回	400.65円	405円
夜間学級		6,239円	6,926円	7,103円	864円	177円	195回	400.65円	405円

※1食徴収額は、1日のみの徴収時などの参考金額。

2 給食費の公費負担について

令和7年度についても、給食費は全額公費負担とする。

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学 校 名	学年・学級	臨時休業の期間	感 染 症 種 別
立花吾嬬の森小学校	特別支援 学級	令和7年2月12日(水)から 2月14日(金)まで	発熱症状

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及び
その取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。